

令和 8 年度 第 2 回 尼崎市いじめ問題対策審議会 議事要旨

・開催日時

令和 8 年 8 月 4 日（火）19 時

・開催場所

教育・障害福祉センター3F 教育委員会室

・出席者

審議会委員 6 人、学校教育部長、いじめ防止生徒指導担当課長・事務局職員

・会議の趣旨

本審議会は、令和 8 年度に実施しているいじめ再発防止策の進捗状況について確認するとともに、教職員研修や学校訪問等の取組状況について報告を受け、委員から意見を聴取することを目的として開催した。

また、前回に引き続き、部活動の地域移行に伴う**地域クラブ活動におけるいじめやトラブルへの対応、学校と地域クラブとの連携、安全確保のあり方**について重点的な議論が行われた。

・議事概要

(1) 再発防止策の進捗状況について

事務局より、令和 8 年度に実施している再発防止策について、教職員研修、情報モラル教育、いじめの未然防止・早期発見・早期対応、人権教育、アンケート点検、専門家の活用等の取組状況が報告された。

教職員研修については、初任者、2 年目、3 年目、中堅教諭等を対象とした研修を実施し、ポジティブ行動支援や、体罰にたよらず子どもに寄り添った教育等について研修を行ったことが説明された。

また、管理職を対象とした「いじめ防止・危機管理対応に関する実践研修型研修」や、生徒指導担当による各学校での研修等についても、今後実施・継続していくことが報告された。

(2) 情報モラル教育・児童生徒への取組について

児童生徒への情報モラル教育として、スマートフォンや SNS の適切な利用について考える「スマホサミット」を実施したことが報告された。

スマホサミットには小・中・高等学校の児童生徒 31 名が参加し、スマートフォンや SNS の利用に関する提言シートの作成や、校種を越えた意見交換を行った。

また、「スタンドバイ」や「見守りフィルター」についても継続して活用しており、児童生徒の投稿や検索ワード等から、早期に支援が必要となるケースを把握する取組を進めていることが説明された。

今後、スマホルールの作成状況についても学校訪問等を通じて確認していくことが報告された。

(3) 学校におけるいじめの早期発見・早期対応について

市内統一アンケートについて、各学校での実施を徹底するとともに、学校訪問時にアンケートの記入・保存・点検状況を確認していることが報告された。

アンケートについては、日付の記載やボールペンによる記入など、適切な管理・運用ができていない学校が増えている一方、新任教員等がアンケート点検において不十分なケースもあるため、校長・教頭・生徒指導担当者を通じて引き続き指導していることが説明された。

また、いじめを認知した場合の教育委員会への報告については、以前よりも速やかに行われるようになっており、教育委員会が早期に状況を把握できる体制が整いつつあることが報告された。

各校のいじめ防止対策委員会についても、設置・運営状況や議事録の作成状況を学校訪問時に確認している。

(4) 学校訪問を活用した教職員研修について

6月から実施している学校訪問において、教職員を対象とした研修を行っていることが報告された。

研修では、不登校への対応とともに、いじめについて、

- 市内のいじめ認知状況
- いじめ発見のきっかけ
- いじめの定義
- いじめ解消の条件
- アンケートの実施・保存・点検
- 部活動におけるいじめ
- 被害児童生徒・加害児童生徒双方への支援
- 具体的な事例を用いた対応

などについて説明している。

尼崎市では、いじめ発見のきっかけとしてアンケートによる発見の割合が高い一方、学級担任が発見する割合が全国・兵庫県と比較して低いことが報告された。

このことから、教職員が児童生徒同士の関わりを単なる「じゃれ合い」と捉えるのではなく、被害を受けている児童生徒がどのように感じているかという視点を持つことが重要であるとの説明があった。

(5) 重大事案を踏まえた再発防止研修について

平成 29 年 12 月に市内中学生が自死した事案について、時間の経過とともに当時の状況を知らない若手教員が増えていることから、過去の重大事案を風化させず、再発防止への意識を継続することが重要であるとの説明があった。

委員からは、過去の事案だけでなく、現在も子どもの自殺が起こり得る身近な問題であることを教職員に伝え、「いつ、どこでも起こり得る」という危機意識を持たせることが重要との意見があった。

事務局からも、こうした視点を今後の研修に反映していくとの回答があった。

(6) 事例検討による対応力の向上について

教職員研修では、児童生徒間の暴行と、その様子を撮影した動画が他の児童生徒へ拡散する事例を取り上げ、学校としての組織的な対応について検討していることが報告された。被害児童生徒、暴行を行った児童生徒、動画を撮影した児童生徒、動画を受け取った児童生徒など、それぞれの立場から必要な支援や対応を検討することで、事案の発生後だけでなく、その後の展開を見据えて対応する力を身につけることを目的としている。

また、動画等が拡散した場合には、証拠保全等の観点から、必要に応じて警察等と相談しながら対応することについても説明があった。

研修では、特に以下の3点を重視している。

1. いじめに対する感度を高めること
 2. 被害児童生徒と加害児童生徒の双方を支援すること
 3. 複雑な事案を一人で抱え込まず、組織的に対応すること
-

(7) 地域クラブ活動におけるいじめ・トラブルへの対応について

前回の審議会に引き続き、部活動の地域移行に伴う地域クラブ活動におけるいじめや生徒間トラブルについて、委員と事務局との意見交換が行われた。

委員からは、地域クラブが部活動の代替として機能する以上、そこで発生するいじめについて、学校と地域クラブのどちらが、どのように認知・対応するのかを明確にする必要があるとの意見があった。

特に、

- 学校外で発生したいじめの認知方法
- 複数校の児童生徒が関係する事案への対応
- 地域クラブと学校との情報共有
- 保護者から相談を受けた場合の対応
- 指導者への研修・周知
- いじめやハラスメントを早期発見する仕組み

などについて課題が示された。

地域クラブには学校のような定期的なアンケート等がないため、相談を待つだけではなく、児童生徒の状況を把握するための仕組みを検討する必要があるとの意見があった。

(8) 地域クラブ指導者への研修・ハラスメント対策について

地域クラブの指導者について、教員が約 8～9 割を占め、その他に民間の指導者等がいることが説明された。

委員からは、指導者には競技指導の能力だけでなく、**子どもの人権、体罰防止、ハラスメント防止等についての知識や意識が必要**であり、一定の研修を実施する必要があるとの意見があった。

また、指導者による体罰やパワーハラスメント、人格を傷つける言動等が、いじめにつながる可能性についても指摘された。

事務局からは、地域クラブの指導者を対象として、年間数回の研修を実施する方向で検討しているとの回答があった。

(9) 地域クラブと学校との連携体制について

地域クラブでトラブルが発生した場合、複数の学校の児童生徒が関係する可能性があることから、**どの学校が主体となって対応するのか、学校間でどのように情報共有するのか**について意見交換が行われた。

事務局からは、学校外で児童生徒間のトラブルが発生した場合、関係する学校同士で情報共有を行い、ケースに応じて連携して対応することが基本であるとの説明があった。

一方で、地域クラブが「習い事」ではなく「部活動の代替」として位置付けられることから、保護者から学校に対応を求められるケースも想定されるため、**学校・地域クラブ・教育委員会それぞれの役割や責任の所在をあらかじめ整理しておく必要がある**との意見があった。

また、地域移行によって教員の負担軽減が期待される一方、トラブル発生時の対応が学校側の新たな業務負担となる可能性についても指摘があった。

(10) 地域クラブ活動における安全確保について

地域クラブ活動では、いじめだけでなく、身体的安全、ハラスメント、性的な問題等を含めた総合的な管理が必要との意見があった。

事務局からは、可能な限り現在の部活動を地域クラブへ引き継ぐ形で進め、学校施設への外部者の出入りを管理するため、今後、スマートロック等のシステム導入を計画していることが報告された。

(11) 地域クラブの規模・大会参加について

地域クラブについては、現在の部活動数を踏まえ、将来的に約 230～240 程度のクラブを想定していることが説明された。

地域クラブには、尼崎市が運営・支援するクラブと認定地域クラブの双方を想定しており、部活動の代替としての役割と、従来のクラブチームとしての役割の双方を担うことが説明

された。

また、複数のクラブへの所属は可能であるものの、中体連の大会については兵庫県のルール上、原則として複数登録が認められていないとの説明があった。

委員からは、大会参加によって勝敗へのこだわりが強まり、競技内でのいじめにつながる可能性もあることから、**大会に参加しないという選択肢についても検討する必要があるのではないかと**の意見があった。

・委員からの主な意見・提言

今回の審議では、主に以下の点について意見が出された。

- いじめの早期発見には、アンケートだけでなく、教員が児童生徒の日常の様子を丁寧に把握することが重要である。
- 「いつものじゃれ合い」と捉えるのではなく、被害を受けている児童生徒の感じ方を重視する必要がある。
- 児童生徒が「アンケートに書けば学校が対応してくれる」と実感できることが、相談・認知の促進につながる。
- 過去の重大事案を風化させず、いじめや自殺は「いつ、どこでも起こり得る」という危機意識を教職員が持ち続けることが重要である。
- 地域クラブでは、相談を待つだけでなく、いじめやハラスメントを早期発見する仕組みが必要がある。
- 地域クラブの指導者に対して、人権、体罰防止、ハラスメント防止等の研修を充実させる必要がある。
- 地域クラブで問題が発生した際の、学校・地域クラブ・教育委員会の役割分担を明確にする必要がある。
- 複数校の児童生徒が関係する事案について、情報共有や対応の主体をあらかじめ整理する必要がある。
- 地域移行によって、学校側の新たな業務負担が生じる可能性についても検討する必要がある。
- 地域クラブへの外部指導者の出入りについて、いじめだけでなく、学校安全やハラスメント等を含めて総合的に対策する必要がある。

・今後の予定

今後も、再発防止策の実施状況について継続的に確認するとともに、学校訪問等を通じて各学校の取組状況を把握し、必要に応じて指導・助言を行う。

また、地域クラブ活動については、いじめ等の認知・対応、指導者研修、学校との情報共有、安全管理等について引き続き検討を進める。

次回開催予定

令和8年11月10日（火）19時

主な議題（予定）

- 再発防止策の進捗状況
- 学校におけるいじめの認知・対応状況
- 地域クラブ活動におけるいじめ等への対応
- 学校・地域クラブ・教育委員会の連携体制
- その他、再発防止策に関する事項